

IFRS-AC (2014年6月) 出席報告

みずほ証券(株) 企画グループ 経営調査部 上級研究員 くまがい ごろう 熊谷 五郎

I. はじめに

2014年6月9、10日、ロンドンにおいて開催されたIFRS財団・IFRS諮問会議(IFRS-AC)*の概要につき、以下のとおり報告する。

*IFRS-ACとは、国際会計基準審議会(IASB)に対して、検討事項やその優先順位をアドバイスするための組織である。毎年2月、6月、10月と年3回、ロンドンで開催される。現

在は、議長1名、副議長2名、委員44名の47名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。日本からは筆者に加えて株式会社東芝取締役会監査委員会委員長村岡富美雄氏の2名がIFRS-AC委員を務めている。今回は金融庁より、大樂弘幸企業開示課会計専門官がオブザーバー出席。

今回のIFRS-ACのアジェンダは図表のとおりである。

図表 IFRS-AC (2014年6月開催) のアジェンダ

番号	日時	議事
1	6月9日 9:15-9:45	開会
2	同 9:45-10:45	IASB・IFRS財団トラスティー活動報告
3	同 11:00-12:00	概念フレームワーク
4	同 14:00-14:45	判断の行使：全体会議（準備セッション）
5	同 14:45-15:45	判断の行使：分科会
6	同 15:45-16:30	適用支援グループ
7	同 16:30-17:30	判断の行使：全体会議（分科会報告）
8	6月10日 8:00-8:45	投資家代表による朝食会
9	同 9:00-9:45	IFRS-ACの役割：全体会議（準備セッション）
10	同 9:45-10:45	IFRS-ACの役割：分科会
11	同 10:45-11:45	IFRSリサーチ活動

12	同	11:45-12:15	効果分析
13	同	13:15-14:15	IFRS-AC の役割：全体会議（分科会報告）
14	同	14:15-15:15	IFRS 第3号・企業結合の適用後レビュー
15	同	15:15-15:30	まとめ・閉会

議事内容に係わる配布資料は、以下のサイトで取得可能。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/AC-June-2014.aspx>

出所：IFRS-AC

今回の会議の議題では、「判断の行使」【番号 4, 5, 7】と「IFRS-AC の役割」【番号 9, 10, 13】がメインピックで、特に時間が割かれていた。この2つの議題については、まず全体会議で IASB スタッフ、IFRS 財団スタッフより概要説明があり、その後分科会に分かれて議論した後、再び全体会議において各グループより報告がなされた。

II. 2014 年 6 月開催 IFRS-AC の概要

1. 開会にあたって

今回から Paul Cherry 前議長に代わり、Joanna Perry 新議長のもとでの開催となった。開催の前に、Perry 氏から簡単な自己紹介と所信表明があった。

同氏は、ニュージーランド財務報告基準理事会の前議長で、会計基準設定主体、監査人、証券規制、企業の社外取締役の分野で豊富な経験を有する。IFRS とも IASB の前身 IASC の創成期から関わってきたが、直近では IFRS 解釈委員会メンバーでもあった。Perry 氏によれば、自分は「情熱家にして直言家、ビッグピクチャーを好み、負けず嫌い」とのことである。

IFRS-AC 委員は、世界各地域の様々なステークホルダー代表からなるが、その叡智を活かして、IASB、IFRS 財団トラスティの将来に対してしっかり貢献し、結果を出す組織にし

たいなどの所信表明があった。優秀なプロフェッショナルにしてウィットにも富むリーダーで、IFRS-AC の議長として適任という印象を受けた。

2. 過去 4 か月の IASB・IFRS 財団トラスティ活動報告

次に、Hans Hoogervorst IASB 議長より、過去 4 か月の活動報告があった。冒頭、シンガポールが 2018 年から IFRS を完全強制適用することを表明したことが報告された。

次に 5 月 28 日、米国財務会計基準審議会 (FASB) と共同で米国基準と完全にコンバージェンスした収益認識基準の公表にこぎ着けることができたことが報告された。一方、リースと保険についてはコンバージェンスが困難な見通しであることも報告された。次に IASB スタッフより、IASB の現在進めている重要プロジェクトに関する概要説明があった。

Michelle Prada IFRS 財団トラスティ議長からは、4 月 8~10 日に開催されたシドニーにおけるトラスティ会議に関する報告があった。特に、IFRS 財団・IASB のガバナンスおよびコンプライアンス問題に関して、欧州等からの批判に応える形で、財団のリスク管理プロセスと手続きを見直し、修正したとの報告があった。

また、公的セクターの国際会計基準設定主体である国際公会計基準審議会 (IPSASB) のガ

バランス改革に関して、IFRS 財団トラスティーが IPSASB のガバナンス主体を担うべきという提案に対して、その提案の受入れを断り、IPSASB の活動を側面支援していくに留めるという方針が説明された。この対応については2月のIFRS-ACの提言の基づくものであるとの謝意が表明された。

次にトラスティーの国際戦略としては、「単一で高品質のグローバル会計基準」に対するG20のコミットメント低下に対する懸念が表明された。G20のアジェンダ自体が、金融危機対応からグローバル経済の成長へとシフトする中、トラスティーとして「単一で高品質のグローバル会計基準」へのG20のコミットメントを再確認すべく働きかけを行っていく旨の方針が示された。

日本については、アジア・オセアニアオフィスが、リサーチの分野等で非常に活発な活動を行っていること、エンドスメント作業の中で修正・削除の作業が行われていること、日本企業にIFRS任意適用の動きが広がっていることが紹介された。

3. 概念フレームワーク

まずIASBスタッフより、現在進行中の「概念フレームワーク」プロジェクトの背景、2013年に公表された概念フレームワークに関する討議資料(Discussion Paper, DP)へのフィードバック、公開草案(Exposure Draft, ED)公表に向けた戦略等について概要説明があった。

IFRS-AC会議として、プロジェクト自体とスケジュールどおりに完成させる方針を支持することが確認された。ただし、筆者を含む一部の委員より、同時に重要な論点については、必ずしもスケジュールに拘らずに、しっかり議論を重ねるべきであるとの指摘もなされた。

また概念フレームワークの範囲、目的、位置づけ等に関するIASBの暫定決定に対しても、

IASB-AC会議として支持することとなった。但し、概念フレームワークと個々の基準との整合性については、十分に配慮してほしいとの意見もあった。

また、2010年に公表された現行概念フレームワークでは、「ステewardシップ」、「慎重性(prudence)」が削除されている。前者は英語圏以外では理解が困難な概念であること、後者は、会計基準の持つべき基本的質的特性の「中立性」と矛盾する恐れがあったからである。「慎重性」を削除したことには、欧州の利害関係者を中心に批判も根強く、IASBは「ステewardシップ」、「慎重性」の双方を復活させることを暫定決定している。IASB-AC会議では、IASBの暫定決定が支持されたが、「慎重性」と「中立性」との矛盾が起きないように配慮してほしいとの注文がなされた。

また本セッションでは、日本の出席者から以下の発言がなされた。

筆者は予定どおり2014年末に概念フレームワークEDを完成するというIASBの方針を支持した上で、測定、負債と資本の区別、純利益とOCIの3分野はユーザーから見ても非常に重要であり、この3分野に関してED公表後も議論を続けるのか否かを確認したい旨、質問した。

それに対してIASBスタッフからは、3分野それぞれで状況が異なっており、現時点で予想するのは難しいが、純損益とOCIや負債・資本の区別の論点については議論を続ける可能性が高いことが示唆された。

村岡氏からは、概念フレームワーク・プロジェクトへの支持が表明される一方、ED完成に向け残された時間に限りがある中、純損益とOCI、負債・資本の区別など重要論点については、IASBとしてハイレベルなガイダンスを示すべきであるとの見解が示された。また概念フレームワーク見直し作業がすべての利害関係者

に対して与える影響について、IASBは客観的事実に基づいた情報を開示してほしいとの要望がなされた。

また大樂氏からは、スチュワードシップ、慎重性、純損益の重要性を強調する議論を概念フレームワーク・プロジェクトに含めることは強く支持するが、純損益とOCについては結論を出す前に特段の配慮が必要であるとのコメントがあった。

4. 判断の行使

「判断の行使」は今回のIFRS-AC会議の主要な議題の1つであった。IASBスタッフより論点の概要説明を受けた後で、分科会では、

- ① 原則主義の会計基準であるIFRSにおける原則とガイダンスの適切なバランス
- ② 「判断の行使」にあたってのIASBの役割。個別の会計基準に数値基準や濫用防止規定を設定することは避けるべきか。
- ③ 原則主義に基づく会計基準の設定と基準適用にあたっての判断の行使は財務報告の目的と整合するか

について議論がなされた。

分科会を通じて、原則主義に基づく会計基準(principle-based accounting)に対して幅広い支持が確認された。同時に、追加的ガイダンスについての必要性も確認された。但し、ガイダンスは、具体的な会計処理を指示するものではなく、個々の会計基準設定にあたっての原則を説明するものであるべき、とされた。

財務諸表作成者が判断を行使することは絶対に必要であるが、個々の会計基準において常に、原則が十分明瞭に説明されている訳ではない。AC会議として、今後も引き続きIASBがこの問題に十分な留意を払い、個々の会計基準に、その「原則」を明瞭に書き込むことを強く求めることとなった。

一方、判断行使の結果、ある程度の実務上の

バラつきは許容されるべきであるとの結論となった。そうしたバラつきへの対応としては、判断の根拠が開示されることが重要であるという意見が多数であった。数値基準と濫用防止規定についても、会計基準に持ち込むべきではないという意見が多数を占めた。

さらに判断の行使に影響を与え得る各国の文化的違いや、「教育」が原則主義アプローチ普及にあたって演じる役割の重要性に鑑みて、IASBは今後も「教育イニシアチブ」を通じて教育活動に注力すべきであるとの提言がなされた。

5. 適用支援グループ

IASBスタッフより、「適用支援グループ(implementation support group)」に関する概要説明を受けた後、AC委員より導入支援グループに対するアプローチが議論された。

まず提案されている「収益認識」・「減損」基準導入支援グループについては、満場一致の支持が得られた。また適用支援グループを設置することについても、支持する声が多数であった。

しかし、将来、適用支援グループが設置される場合は、どんな基準にも対応する常設組織であったり、主要な新会計基準については必ず設置したりということではなく、個々の基準ごとに適用支援グループ設置の是非を検討すべきであるとの提言がなされた。また、まず「収益認識」、「減損」について効果を見極めた上で、適用支援グループの設置の是非を検討すべきであるとの意見もあった。

さらに適用支援グループの設置にあたっては、その目的、プロセス、メンバーの選定等に関して、透明性が確保されるべきであるとの指摘もあった。適用支援グループが、適用ガイダンスを出すとか、ヘルプデスク的な機能を担うなどという過大な期待を利害関係者が抱かない

ように周知徹底すべきであるという意見もあった。

6. IFRS-AC の役割

2日間のIFRS-ACで最も多くの時間が割かれたのが「IFRS-ACの役割」に関するセッションであった。IFRS-ACは、透明性確保のために、公開が原則であるが、この論点については非公開で準備セッション、分科会が行われた（但し、全体会議における分科会報告は公開）。

IFRS-AC委員の職責（terms of reference）は、一義的にはIASB、IFRS財団トラスティーへの助言であるが、現行規定には二義的な役割として、IFRSのグローバルな普及促進と強制適用拡大に向けたIASBの活動をサポートすることが明記されている。

AC委員自身が主体的にIFRSの普及活動を行うことや、そうした活動に個人目標が設定されることは、IFRS-ACの中立性・独立性と矛盾しかねないために、行き過ぎであるというのが満場一致の見解であった。またそういう活動自体が、各委員の属する組織の目的や任務に抵触しかねないとの声もあった。

一方AC委員の二義的な役割として、IFRSの普及を支援する活動ではなく、IASBやトラスティーの活動状況を広報する「教育活動」に留めるべきであるというのがほぼ全員一致の見解であった。そうしたIFRS-AC委員の役割を明確化するために、トラスティーに対してIFRS-ACの職責に関する現行規定の、可及的速やかな見直しが提言された。

そうした活動を行うために、また、IFRS-AC委員が、そのネットワークを通じて、IASB、IFRS財団のビジョンや目的を伝えるための広報活動（communication）を効果的に行うために、AC委員が共通して利用できる「tool kit」を備えることを、IASBとそのス

タッフに求めることとなった。

7. IFRS リサーチ活動

IASBスタッフより、IASBのリサーチ・プログラムについて、2007年以降IASBにおける会計基準設定プロセスの変化に伴い、リサーチ活動の役割や位置づけがどう変化してきているかについて解説を受けた。

その解説を踏まえて、IFRS-AC会議では、リサーチの現行の役割の妥当性、従来のDP（IASBの暫定見解を含む）以外に、より問題点を絞ったリサーチ・ペーパーを公表することの是非、リサーチの優先順位を決めるにあたっての考慮すべき要因などについて議論がなされた。

現行リサーチ・プログラムにおいて、問題点（新会計基準開発・現行基準改訂ニーズ）を、開発・改訂プロセスの初期段階で抽出し、明確化することが極めて重要であるということに関して、AC会議全体として支持が表明された。

またリサーチ・ペーパーには、ある程度の柔軟性があるといい、ということがコンセンサスであった。しかしそれらの文書を一纏めに「討議資料（discussion paper）」と呼ぶことは混乱を招く恐れがあるとの懸念も示された。また、あまりにリサーチ・ペーパーが濫発されると、利害関係者の「回答疲れ」を招きかねないことにも留意するべきであるという意見もあった。

また、リサーチ活動の優先順位づけにあたっては、財務諸表の主要な利用者のニーズ、重要性（materiality）、広がり（pervasiveness）、新規性（newness）、IASBの作業計画全体の中でのリサーチの重要性などの要因を考慮すべきであるとの結論となった。また、他のリソース（各国会計基準設定主体のリソース）の利用可能性等も考慮されるべきであるとの意見もあった。

8. 効果分析

本セッションは、主に AC 委員へのインプットを目的とするセッションであった。効果分析は、財務報告上の要件変更に伴う、財務諸表上への影響、作成者のコスト、会計情報の質、利用者の意思決定、利害関係者の行動への影響など、直接・間接の効果を評価することで、基準開発にあたってのデュー・プロセスの一環として位置づけられている。こうした効果分析の位置づけに対して、一部の委員からは導入ツールの 1 つとして位置づけられるべき、との意見があった。

9. IFRS 第 3 号・企業結合の適用後レビュー

このセッションも AC 委員への情報提供を主な目的とするセッションであった。IASB スタッフより、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー (Post-implementation Review, PiR) の現状とアウトリーチ活動を通じたフィードバックに関する解説があり、その後 AC 委員よりコメントがなされた。

M&A を取り扱う IFRS 第 3 号は、グローバルかつ非常に重要で論点であるために、米国基準とコンバージェンス維持の重要性が強調された。PiR を進めるにあたり FASB との協力の重要性が指摘される一方、FASB とのみ協議するのではなく、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF: Accounting Standards Advisory Forum) というプラットフォームを利用した基準改善努力の継続が提言された。

また IFRS 第 3 号における「のれん」の償却禁止は、わが国として特に反対の声が強い点であり、わが国参加者から活発な発言があった。

まず村岡委員からは、「日本では、『のれん』について懸念が大きい。IFRS では減損テストが義務付けられているが、日本では 20 年以内の償却することになっている。減損テストの有効性は必ずしも高くない一方、のれんを非償却

扱いとする結果、購入のれんが一部自己創設のれんに置き換わるという問題もある。のれんの減損テストは、将来キャッシュ・フローの見積り次第であるが、将来キャッシュ・フロー自体が、あまりにも現在の事業環境に依存しており安定性に欠ける。そのような背景もあり、FASB も償却を選択肢の 1 つとして検討しているとも聞いている。IFRS が『のれん』の償却を認めるのであれば、日本企業の任意適用に弾みがつくのではないかと思う」というコメントがあった。

またオブザーバーの大樂氏からは、「現行 IFRS では『のれん』の減損テストの実施が義務付けられているが、減損テストを実施しながら、定期償却を行うことを支持する意見もある。この点に関して、十分時間をかけ説得力のある根拠を利害関係者に示すことを望む」とのコメントがあった。

また筆者は、適用後レビューに対する一般論として、「会計基準の安定性を担保するために適用後レビューでは、特に会計基準開発時に意図した効果が得られていない分野にフォーカスして、その要因を分析し手直しをはかるべきである。特にユーザーの立場からは、ディスクリージャーに関して、実務上のバラツキの要因を特定し、比較可能性を担保するためにそうした実務上のバラツキを最小にするよう努力してほしい」と発言した。

Ⅲ. おわりに

上に報告したとおり、今回の IFRS-AC の主要な議題は、「概念フレームワーク」、「判断の利用」、「IFRS-AC 会議」などが主要な論点であった。

2 月の IFRS-AC では、IASB 関係者全般に米国会計基準とのコンバージェンス疲れが感じ

られたが、「収益認識」基準に関しては IASB と FASB の共同提案に漕ぎ着けた。一方、金融商品やリース、保険に関しては共通の最終基準の提案は困難な情勢になっている。

そういう環境下で、IFRS 財団トラスティーが、G20 に対して「単一で高品質なグローバル会計基準」へのコミットメントを再確認する方針である意味は小さくないと思われる。IFRS 第3号の適用後レビューに関するコメントで、米国基準とのコンバージェンス維持に向けた努力を堅持しつつも、以前のような FASB との二者間協議ではなく、ASAF という枠組みを利用した、単一で高品質なグローバル会計基準開発を提言していたのは、的を射たものであったと思われる。

わが国企業会計基準委員会 (ASBJ) は、国内では IFRS のエンドースメント作業を鋭意進める一方で、昨年 12 月の ASAF において「純損益/その他の包括利益及び測定」というペーパーを公表、純損益、OCI、リサイクリングという重要論点に関して国際的な議論の深化に貢献している。こうした国際的な議論の深化が、IFRS に留まらず、その議論に積極的に参加する各国会計基準の高品質化にもつながっていくのではないかと期待される。

また ASAF とは役割が違うが、IFRS-AC もまた、IFRS のさらなる高品質化、普及に向けて、IASB、IFRS 財団トラスティーの活動を支援するというミッションは共通している。筆者も AC 委員の一人として、そのようなミッションの一翼を担っていきたいと考えている。